

東金市公告

東金市農業振興地域整備計画の変更について

東金市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を、当該農業振興地域整備計画の変更を行おうとする理由を記載した書面を添えて次により縦覧に供する。

令和8年7月30日

東金市長 山 下 美 紀

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 東金市農業振興地域整備計画変更案
- (2) 東金市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更理由書

2 縦覧期間

令和8年7月30日から令和8年8月31日まで（縦覧時間は9時00分から16時30分まで）

ただし、東金市の休日を定める条例（平成元年東金市条例第22号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

3 縦覧場所

東金市役所経済環境部農政課事務室（千葉県東金市東岩崎1番地1）及び市ホームページ

4 意見書の提出

本市の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 提出先 東金市経済環境部農政課
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。
- (3) 提出期限 令和8年8月31日
- (4) 留意事項

ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日並びに提出者の住所及び氏名を必ず記載すること。

イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

5 異議の申出

この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。

- (1) 申出先 東金市経済環境部農政課
- (2) 申出方法 持参又は郵送による。
- (3) 申出期限 令和 8 年 9 月 1 5 日
- (4) 留意事項

この異議の申出については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第 1 8 条第 1 項本文、第 4 3 条及び第 5 4 条第 1 項本文を除く。）が準用される。